

株式会社GF「(仮称)たびと中央ウィンドファーム環境影響評価  
準備書」に対する勧告について

令和4年11月8日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)たびと中央ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、株式会社GFに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県いわき市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 8月16日
環境大臣意見受理	平成30年10月26日
経済産業大臣意見発出	平成30年11月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年10月28日
住民意見の概要等受理	令和 2年12月28日
福島県知事意見受理	令和 3年 3月24日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 4月23日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年 2月15日
住民意見の概要等受理	令和 4年 4月19日
福島県知事意見受理	令和 4年 8月17日
環境大臣意見受理	令和 4年 8月26日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年11月 8日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田  
電 話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

### (1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設や道路の拡幅等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために土捨場（発生土流用盛土）を設置し、更なる土地の改変が行われる計画となっている。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。また、沈砂池等の配置及び構造、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

### (2) 事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

ウ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (3) 累積的影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた指針値を満たしているものの、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

### (2) 土地の改変に係る影響

対象事業実施区域の一部は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林に指定されているほか、対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例（平成4年いわき市条例第3号）に基づく水道水源保護地域に指定されている。また、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設や道路の拡幅等により発生する、大量の残土の処理のために土捨場（発生土流用盛土）を設置し、森林の伐採、谷地形の埋立てなどの改変が行われる計画となっていることから、直接改変、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備、工事用・管理用道路及び土捨場（発生土流用盛土）について、専門家の助言を踏まえ、花崗岩の風化した真砂土がない場所、若しくは真砂土を含む軟弱層の改良等を実施した場所を選定し、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り抑制すること等により、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。また、土捨場（発生土流用盛土）については、土砂流出防止機能を備えた構造とし、排水機構等についても十分に検討すること。さらに、沈砂池については、工事中に生じる濁水の川への流入を防ぐ配置及び構造にすること。

### (3) 水環境に係る影響

設置する沈砂池は近年の局所集中的な降雨を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。また、多数の排水設備を設置する事業計画であることから、雨水排水対策について、評価書までにその考え方を記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。